

議案第八十八号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。
港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）

第十七条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

第六十一条第五号中「もの」を「肢体不自由」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第七十二号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正を踏まえ、入所児童に係る児童手当等の給付金を管理する施設に母子生活支援施設を追加するため、本案を提出いたします。